第２期大阪府食の安全安心推進計画の変更箇所について（案）

資料３

第２期大阪府食の安全安心推進計画の記載事項の修正は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **該当箇所①** | 食の安全安心の確保に関する施策１　生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保（２）食品等の試験検査⑧貝毒の監視（食の安全推進課・水産課・保健所・公衆衛生研究所・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所） |
| **記載事項****（変更前）** | 【府の取組ポイント】　大阪湾における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、必要に応じて、アサリ、アカガイ、トリガイ、シジミの二枚貝の貝毒検査を実施します。　さらに、「潮干狩り場における貝毒モニタリング検査事業」として、潮干狩りシーズン中の泉南地区潮干狩り場等における貝毒検査を3月～6月に毎月実施し、アサリの安全対策と大阪湾におけるアサリの毒化状況データの蓄積を行っていきます。【事業目標】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施策内容（目標指標） | 現状（24年度見込） | 目標（25年度） | 目標（29年度） |
| アサリの貝毒モニタリング検査（検査実施回数） | 5回/3～6月 | 5回/3～6月 | 5回/3～6月 |

 |
| **記載事項****（変更後）** | 【府の取組ポイント】大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、アサリ、アカガイ、トリガイ、シジミの二枚貝の貝毒検査を実施します。規制値を超える貝毒が検出された場合には、継続して検査するとともに関係機関と連携し、漁業関係者に対して出荷自主規制の指導、流通状況の調査及び自主回収の指導を行います。また、潮干狩りによるアサリ等の食中毒を防止するため、府民及び潮干狩り事業者に対し啓発指導を行います。【事業目標】（　）内は、アサリの貝毒モニタリング検査として実施した回数で内数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施策内容（目標指標） | 実績（2４年度） | 実績（25年度） | 目標（29年度） |
| アサリ等貝毒検査（検査実施回数） | 5回（5） | 40回（2） | 有害ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾝ発生時実施 |

 |